

# 令和4年3月甲良町議会定例会会議録

令和4年3月8日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（9名）

2番	岡田隆行	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	宮寄光一		

## ◎会議に欠席した議員（2名）

1番	小森正彦	3番	山田充
----	------	----	-----

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	丸澤俊之	学校教育課長	寺田喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課参事	上田真司
企画監理課長	熊谷裕二	産業課長	西村克英
住民人権課長	宮川哲郎	建設水道課長	村岸勉
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前 9時00分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は9人です。

議員定足数に達していますので、3月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員、7番 丸山議員を指名します。

日程第2 昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 おはようございます。それでは、議長の許可が出ましたので、通告書に従って質問をしていきます。

まず、交通安全のところについて質問をしていきます。

昨年12月に連続して町内で2件の交通事故が発生し、2人が交通事故の犠牲となりました。昨年の県内の交通死亡者数は37人で、彦根管内では4人ありました。徐々にではありますが減少しています。

そんな中ではありますが、しばらく甲良町内での交通死亡事故はありませんでしたが、今回12月に2件の交通死亡事故が連続してありました。滋賀県内では、交通死亡事故が一定期間に集中して発生した場合、交通死亡事故多発警報を発令し、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通死亡事故抑止のため諸対策を速やかに講じるようになっていきます。本来ではあれば、甲良町独自で危機感を持ち、交通事故防止の啓もうを積極的にしていただきたかったと思っております。

さて、私は2007年の11月に息子を交通事故で亡くしました。それ以降、交通事故被害者の会に属して交通安全活動を推進しております。その立場で被害者も加害者も出さないために、今回は甲良町内に絞った対応について報告書に従って質問していきます。

まず1番目、昨年12月に連続して2件の交通死亡事故が発生しましたが、原因も含めて事故状況を説明してください。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 事故が起こりまして、当時、町の方から警察の方にどういう状況やというようなことで問合せをしました。そしたら、打合せをしたいので、いついつに来てくださいということで、担当と建設課の方と彦根署の方に出向いて話を聞かせてもらいました。

そのときの内容ですが、2件とも南進車両と西から来る車両の出会いがしらの事故やというような報告は、そのとき受けております。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 概略はそうでしょうけども、例えば、そこで信号無視があったとか、例えば、スピード違反があったとか、飲酒運転があったとか、その辺の状況はどうでしょう。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 その辺の状況も当然、そのときに原因は何かというようなことを聞かせてもらったんですが、その辺の詳細な説明はなかって、今、言われたことの報告だけであります。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 それは、ちょっと詰めが甘いかなと思っています。

事故が起こった場合に、実況見分調書というのがまず作成されます。これを直接見るというのは弁護士でない限りはちょっと難しいんですけども、その内容に沿った形で、例えば、甲良町内に啓もうするんだということであれば、ある程度の開示はしてくれるはずなので、その辺、今後、発生した場合に、もう少し詰めて確認していただきたいと思います。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 説明のときはそうでした、そのときに基本的には、再発防止、信号がええのか、道路を装備するのがええのか、ポールみたいなを立てると費用はかかりますが効果があるよみたいな説明を受けたので、その後の現場の方で、そういう対策を兼ねて打合せをするというようなことで、現場の方は建設課の方で今対応してもらっていますので、そういう打合せの方はさせてもらっております。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その後の状況というのは分かったんですけども、まずこの2件の事故を受けて、先回12月の議会でも、私は発言したんですけども、町内で2件連続して起こっていると。私が認識してないだけかもしれないんですけど、町内に交通事故の抑止のための啓もうは実施したんでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 12月のときに質問されたときは、まだ事故が起こってすぐ放送するのも、葬儀もできてないというような状況やったので、そういう感情もあるので差し控えさせてもらうというように話をさせてもらっています。その後、また時期を見てさせてもらうというように、当時は話をさせてもらうと思います。

その関係で、今現在は実際できていないというのが事実でございますが、それも含めて何らかの形で、町独自でどういう啓発をしていくかというようなことを決めていかなあかんかなと思っています。実際は、まだできておりません。

すみません。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 こういった交通事故の啓もうについては、タイミングというのがありますので、例えば、1年後とか2年後とかいう時期を逃すと効果がなかなか薄くなってきます。速やかに、これはそういう啓もう活動を。具体的にその人が限定されるような内容までは必要ないので、どういう状況だったかと、何が問題だったかということはやっぱり、今後の事故防止のためにアナウンスしてもらいたいなど。これは、回答はいいです。

町内で同じような発生状況にある場所、これは確認しておられますでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほども言いました警察との協議の中で、昨年あった箇所については、10年に一遍ぐらいの頻度で2回も3回もあったよというようなことはお聞きしております。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。次、2番目の方に行きます。

先ほど、しばらく甲良町内で交通死亡事故がなかったように、私は記憶していたんですけども、過去10年間で交通事故ですね。死亡事故とは限らず交通事故がどのように発生していたかという情報を開示してください。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 10年前と言うと、2012年から2021年までは整理しますので、ちょっと数字だけ読み上げさせていただきます。

件数、死者、けがをした人で言います。2012年は件数が35件、死者が2名でけがをした人が46。2013年で49件、死者0、けがが72。2014年で38件中死者が1で、けがが52。15年で33件、死者が1でけがが46。16年で29件、死者が0で、けがは38。17年で18件、死者が0で、けがが24。18年で25件、死者が0で、けがが35。19年で22件、死者が0で、けがが31。20年で9件、死者が0で、けがが13、21年で11件、死者が2で、けがが14で、合計で269件、死者が6名でけがをされた方が371人であります。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。私の把握している以上に死亡者、そしてけが人、件数がかかなり多いことが分かりました。これは亡くならなくてもいい命、けがをしなくてもいい状況、それなのに突如としてそういう状況に陥ってしまうと、交通事故というのは。今後は、財政の許せる限りということになりますけども、この辺をしっかりと対応していただきたいと思います。

3番目に行きます。

私が議員になって最初の一般質問、10年前になるのかな。北落の信号もない交差点であるときは、物損事故だったんですけども、事故が何件かあって、信号がもし付けられなかったらハンプ、これを対応してほしいというような提案をしました。ハンプというのは、交通安全対策のために道路の表面に凸状のものであって、通過する車両を一時的にどんと押し上げると。そのために、ドライバーが速度を落とすということをねらっていると。距離が短くて、例えば、どんどんと2つあるようなものもありますけど、それはバンプというらしいですけど、いろんなタイプがあるらしいですけども、私が初めて目にしたのは40年ほど前、出張先のサイエンスパークであって、その頃からこのハンプというのは効果があるなということで認識しておりました。

さて、一般質問でした当時というのは、実施してもらえませんでした。先ほど、警察とも話をしてハンプは効果があるという認識はしていただいたと思うんですけども、信号のない小さい交差点をハンプや狭さくという設置が効果があるということで、一般的には認識されています。

今回、警察との対応、そして、町内の話の中でこういった対策というのは事故を受けて、今後、事故が起こらないために対策というのはいかなるものでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 ハンプにつきましては、生活集落内につきましては、騒音被害があるということで現在控えさせていただいておりますけれども、近隣に住居がないところ、そういったところについては有効ということで、今回、死亡事故があったところにつきましては、ハンプの方も警察と協議をさせていただいております。

そういった中で、赤色表示とハンプと狭さくを現在、協議をしております、ハンプについては、しばらくちょっと見送ってから狭さくの方を先に改善をするということで、この3月末に死亡事故の方の現場については、そういった対応をさせていただくということで整っております。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 このハンプというのは、音がするというんですけども、見送るといふ原因は何でしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 まず先に外側線と狭さくをするということで、その後、状況を見てパンプの必要性を検討ということ、段階別に対応をしていくということで警察と協議をさせていただきました。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。もう一つは、事故が起こったもう少し上の方の点滅信号、先回の全協で点滅信号を撤去するという話があったんですけども、効果がないという県からの話だったんですけども、誰かの発言、阪東議員だったか、そこに交差点があるよと、少なくとも、そういう標識なり信号は必要だと思っておりますけども、それに対しての県からの対応というのは、どのような話だったのでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在、信号撤去の場所につきましても、外側線の赤色の表示の部分はもう既にできておりますので、その部分と交差点マーク、そのあたりについての改善を町の方で実施をすると。一旦停止の方のプラス対応とあと一旦停止線の引き直しを公安委員会の方がするという事で、現段階ではそういった形での対応と聞いております。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 先ほどあった、狭さく云々というところですけども、運転して目に入る対応とハンプのように振動があって体に伝わる対応、両方とも大事だと思うんですけども、効果的には私、ハンプの方が対応的には効果があると思っています。

その辺のところでは経費がどのぐらいかかるかというところで、私は認識してないんですけども、今後、事故が起こらないように、その辺は十分練っていただいて対応していただくということでお願いしたいというのと、その辺の対応方式、どういった対応を取るのかということが決まりましたら、また、議員の方のアナウンスをよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。ちょっといつの一般質問か忘れたんですけども、以前の一般質問で町内の交通事故のマップを作って、交通安全の啓もうに検討するように依頼をしました。この辺の交差点については、結構事故が起こっているよと。アナウンスするのは、町内限定になるでしょうけども、それでもやっぱり皆さん注意して対応していただくということで効果があると思っております。

その辺のところの検討というか、対応はどのようになっていますでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 現在行っておりますのは、町独自のマップは作成しておりませんが、滋賀県警が作ったマップがあります。「甲良町のここ、ここ、ここ」というのがあって、甲良町のホームページを開いてもらうと、交通事故発生状況という欄が出てきて、そこから順番に入っていくと、マップが出て、地図の中に甲良町の「ここですよ」と○印が出るので、そこをクリックすると発生状況などいろんなことが書かれているが出るようなのが現状であります。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ホームページからの対応というのは、私はちょっとそこまで確認しきれてなかったんですけども、町内で甲良町のホームページでそこまで何人の人が見るかというところもありますので、急ぎはしませんけども、甲良町の広報等でタイミングを見計らって、それを切り取って広報に貼り付けるだけの作業なので、そう難しくはないと思いますので、その辺のまず検討をしていただきたいと思います。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員の提案された内容のことでしたら、滋賀県のマップがあるのでその甲良町の分をとということですので、それはすぐに実施できるかなと思います。

あと、こちらで、町独自で滋賀県用のマップをとというようなこともちょっと想定していたので、それなら県警の方とも協議しながら、どれぐらいの費用が要るのかなというような思いもちょっとありましたので、提案を受けたことがすぐできるかどうかというのは、また担当の方と協議させていただきます。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 やっぱり何事においても、スピーディに行うと、タイミングを逃さないということが大事だと思うので、よろしくをお願いします。

その次へ行きます。これも前に一般質問で話した内容なんですけども、無事故無違反運動については、検討するという事だったと思うんですけども、チームで参加して、何カ月か、3カ月ぐらいだったな、一定期間無事故無違反だったということであると、そのチームは表彰されるという制度なんですけども、これというのは、今現在、参加はされているんでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 参加しておりまして、今年度については、物損事故等があつて無事故にはならなかったのですが、過去5年においては、無事故無違反であったというようなことで、一定の成果はあるとは聞いております。

以上です。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 無事故無違反が続けられると。これについては、個人で参加ではなしに、チームで参加ということなので、1人でも違反があれば達成できないということになりますので、チームとしての安全意識が高まると思うので、これはいい対策だと思います。

参加していただいた人については、参加の結果としてSDカードというものを配布されるのは知っておられると思うんですけども、このSDカードを取得するために、町内に、こういう無事故無違反運動がありますよと。皆さん、SDカードを取得しましょうという運動を展開してはどうかと思うんですけど

も、その辺はいかがでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 安全協会か、交通安全の連絡協議会か、管理者会かな、各事業所ごとに運転管理者を設けるというふうに法律で決まってる、そういう協議会があります。その中では、一定、こういう啓発はされているとは思いますが。

議員がおっしゃるには、甲良町としても甲良町の事業所向きにこういう情報を流したらどうやというふうなご意見やと思いますので、それについても、一遍、ちょっと担当と相談させてもらって検討させてもらいます。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしく申し上げます。

続きまして、今年かなりの大雪だったんですけども、大雪でなかなか歩道の除雪まで手が回っていないというところが多く見受けられました。小学生についても、車道を歩かざるを得ないというところが多々あったように思います。

ひと昔前では、PTAが朝通学前に通学路を除雪したという経験もあるんですけども、特に小学校、中学校の通学路の安全対策については、限定して、降雪時のというところでいかに考えておられるか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今回の豪雪時につきましては、幸いにも冬休み期間中ということでございました。そのため、県道も含めて歩道については、7日の登校日に合わせまして町職員、地域のボランティアで除雪作業をさせていただいたところがございます。

また、登校日につきましては、危険箇所がどうしてもありますので、教育委員会にお願いしまして、職員に立哨をしていただいたというのが実情でございます。

今年度、県の方にも、西学区の方は県道の歩道がありますので、そういったことの対応をお願いしたんですけども、なかなかできなかったということで、来年度に向け、現在、県とも協議を進めさせていただいているところでございます。

また、歩道の除雪計画につきましても、地域の自治会さんと、この4月以降、協議を進めていきたいと思っております。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしく申し上げます。なかなか町だけでは対応しきれない部分があると思いますので、地域の方、これを協力してもらったらいいと思いますのでお願いします。

続きまして、この事故防止に対して、高齢者に対応する内容ですけども、高齢者については免許の返納等、いろんな対応は現在考えておられると思うんで



すけども、今現在、甲良町として高齢者の事故対策をどのように考えておられるかというところをお願いします。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 これも議員のご指摘やと思いますが、町独自で高齢者に特化した対策は実際あまりできてないのが現状でありまして、令和元年度までは1市3町で高齢者の自転車大会ということで、そこで啓発なりを行っておりましたが、これが元年までです。

2年度以降については、その協議会の方でも県大会がなくなったということで、彦根なりこの辺の支部もやめようかということで廃止されてますし、あとコロナの関係で、こういう人の集まるのは中止になっておりまして、2年度以降は実際できていないのが現状であります。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 高齢者はなかなか運動神経が俊敏でないというところもありますし、電動のスクーターみたいなのがありますよね。あの辺もやっぱり交通ルールを知らないのか、無茶をしているのか分からないんですけども、高齢者はなかなかルールを守らないで運転しているという部分も見られます。

先ほど話があったように、コロナ禍でそういった内容を甲良町の老人等に説明するのは難しいと思うんですけども、このコロナ禍が過ぎた後で、老人に特化した交通安全の説明会、安全に過ごすためにということで、老人に対する説明会、この辺をまた実施していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 今も議員の提案があったというふうに受け止めさせてもらいますので、これも一遍内部で検討させていただきます。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしくをお願いします。

続きまして、公用車に対してドライブレコーダー、これは事故が起こったときに、どちらの責任かというところで、区分けするのに大変有効なことだと思うんですけども、ドライブレコーダーが付いているがために、がためにというのは、ちょっと語弊がありますけども、付いているということで、意識して安全運転が認められるということもあるように思います。それプラス、このドライブレコーダー自身を、安全運転のために有効利用ができないのかなと思う。以前、私は、このドライブレコーダーで、その運転者の癖を見抜くということも話をしたつもりなんですけども、今現在、このドライブレコーダーの有効活用、この辺はいかがでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長　ドライブレコーダーを付けたので抑止力というか、みんなが気をつけているというのは確かにあると思います。実際、付けてから、公用車として、交通違反や交通事故はありません。若干、擦ったりするのはあったんですが、まだそういうことがないので、実際、ドライブレコーダーを確認するようなことが一度もないのが事実でありまして、付けたことよっての効果は一定あるのではないかなと思っております。

○宮崎議長　野瀬議員。

○野瀬議員　効果はあるということなんですけども、常にする必要はないんですけども、あるタイミングを見計らってドライブレコーダーの中のデータを確認していただいて、抜取りでも何でもいいので、運転者の技能のチェック、この辺にも有効利用していただきたいと思いますので、検討課題としてよろしくお願ひします。

　続きまして、今、交通安全の関係で一番危険だなと感じるのは、生活道路を、速度を落とさないで通過する車両があるということです。生活道路というと、高齢者もいますし、小さい子どももいます。なかなか俊敏に車を避けるということは難しいところもあります。

　本来であれば、30キロ以下の標識を設けていただいて、それ以下の速度で運転するということが望ましいとは思いますが、現在、各地区の中というのは、そういった看板も何もないので、法令上は速度については30キロ以下というところの指定はないということになりますけども、今後、各地区を含めて、ゾーン30というくくりで、ここからここまでは、速度は30キロ以下で運転してくれというところの指定を今後取っていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○宮崎議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　ゾーン30については、議員がおっしゃっているとおり、公安委員会の認定になります。そのために、町内では西小学校区の尼子エリアで1カ所ございますけれども、その他のところにつきましては、必要な箇所について通学路協議会、また地域の住民の要望等を踏まえながら公安委員会の方に要望をさせていただきたいと思っております。

○宮崎議長　野瀬議員。

○野瀬議員　ということは、地域から要望を出すのが1番で、そこからの検討に入るということよろしいのでしょうか。

○宮崎議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　はい、よろしくお願ひします。

○宮崎議長　野瀬議員。

○野瀬議員　分かりました。

さて、次のページに行きます。引き続き、ここからは大雪対策について質問いたします。

年末年始の大雪については、建設水道課並びに除雪の業者さんが非常に大変なご苦労があったと思います。大変、ありがとうございました。既に、各議員から同様の質問が出ていますので、私の視点から質問をしていきたいと思ます。

まず、年末年始に大雪がございましたけれども、先ほどの話でも全ての道路を町で除雪できるものではありません。地区の中の小さい道とか、大きい除雪機が入らない、そのような道というのは、地域の共助の力、公助というのは大きい道、共助というのは地区の中の道、自助というのは自分の軒先というすみ分けをして、地域の中の除雪、この辺を対応せざるを得ないのかなということで考えておるんですけども、財政力のない甲良町なので、今すぐにとというのは難しいかもしれないんですけども、小型除雪機とかトラクターのアタッチメント、この辺に対しての補助は、現在どのようなお考えをお持ちなのか、回答をお願いします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっていただいているとおりに、そのあたりにつきましても、やはり重要な課題と認識しておりますので、4月以降、自治会さんと関係団体と協議を進めてまいりたいと思っております。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしく申し上げます。

年末年始というのは、かなり今までにない大雪でした。なかなか自分の家の前の道路を除雪するのが精いっぱい、独居老人等の除雪までなかなか手が回らないと。幾らボランティアの気持ちを持っていたとしても、なかなか手が回らないというところがありますけども、ただこの独居老人自身が何に困っているのか。買物ができないので困っているのか。そして、他に屋根の雪がたまっているから困っているのかとか。その辺のところの安否確認を含めて、これは区と民生委員が実施対応していると思うんですけども、この辺の状況を、各字、実際に安否確認ができていますのかどうか。そして、安否確認をしてくださいよというアナウンスができていますのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 私ども、民生児童委員協議会におきましては、各集落での見守り支援台帳というのを作成していただきまして、集落での必要な高齢者の方の見守りですね。これは、大雪だけではなくして、月1回お願いをしているというところがございます。

今回の年末の大雪に関しましては、私らの方からも12月27日及び28日

にかけまして、民生委員さんの方に訪問のお願いもしたというところがございます。これの状況等につきましては、電話等や状況確認、記録表というのを頂きまして、そこで回答をいただいております。

その中でいきますと、民生委員さんの方でも、おうちの周りの除雪をしたでありますとか、関係するケアマネージャーさんに連絡、息子さんに連絡したと、そういう報告をいただいておりますというところがございます。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 町内におられる独居老人はフォローが大切だと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

続きまして、丸山議員等に話を聞いていると、除雪のときに、結構、マンホールの金属部分を引っかけることがあるので、その辺を注意しなければならないという話があるんですけども、この辺のマンホール、通常、地面と平行であれば問題はないんですけども、やっぱり地面が落ちてマンホールが少し飛び出ているというところが何か所か見受けられるところがあります。その辺のところ、マンホールを引っかけるという原因になっているとは思いますが、降雪時にそういったマンホールが飛び出ているところ、この辺の補修をして、除雪のときにマンホールが引っかからないようにという対応というのは、できないものでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、事実マンホールを引っかけるという事故は多数起こっております。そのために、町の方で事前にルートを確認して、ひどいところについては、簡易的ですけど、周りの方の舗装をやり直したりで、また業者の方には、現場説明会というより、除雪説明会を実施しまして、事前の点検を義務付けしております。

そういった中で、実際問題、修正を行っておりますけれども、全ての箇所ができていう状態ではございませんので、そのあたりについて、順次、修繕を行っているという状況でございます。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。なかなか除雪業者の方も大変な状況だと思いますので、フォローできるところはフォローの方をよろしくをお願いします。

続きまして、甲良町に連絡のあった除雪時のクレームに対して、作業業者というところの連絡先を伝えるといった、そういう対応があったようです。名前の公表は要りませんので、こういった経緯やったのか。その辺のところをお願いします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今回、除雪業者に対する苦情については、様々なものがご

ざいます。直接、住民が除雪業者の前に立ちはだかつて除雪ルート以外の除雪を強要したりとかで、業者さんの方も困っておられるというようなこととか、多数ございます。

そういったために、町の方では、直接業者に苦情がいかないよう全て町の方が苦情を受け付けて業者に指導をしているというのが現状でございますけれども、今回、1件、業者の方を教えたという事象につきましては、自治会さんの方については業者名を回覧でお願いしているところでございますけれども、そのお宅の方に除雪した雪を置かれましたというような形の内容のクレームがございましたので、排雪作業を行いました。排雪作業を行ったということで、ちょっとお礼を言いに行きたいということで職員が勘違いしまして、業者さんの方のお名前を教えたというのが経過でございます、職員からの報告を受け、確認事項の徹底と除雪業者についての謝罪とまた排雪場所の確認について業者の方に指導を行ったというのが経緯でございますので、どうも失礼いたしました。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今回のような大雪については、住民さんの方もある程度、我慢していただきたいというのがあります。その辺のところを、トラブルが起こらないように十分、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問ですけれども、今回、かなり雪の量が多かったということで、甲良町の運動公園の方に除雪した雪を持っていったということも聞いておるんですけれども、なかなかその雪も溶けるのも大変でしょうし、例えばの話なんですけれども、北落とか小川原、堤防沿いから、今現在は鍵はかかっているんですけれども河川内に入る道路もあります。こういったところを町単独では難しくて県に相談する必要があるかとは思いますが、雪の捨てる場所としてうまく利用できないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今回の積雪のときにおきましても、犬上川等に排雪を行いたいと、県とも協議を実は行ったところでございます。しかしながら、河川法上、やっぱり禁止されているということがまず1点と実情では県の方も琵琶湖まで県道の方に雪を持ってきておられるというのが実情でございます。

そういった中、業者の方にも問い合わせたところ、やはり地面の方が柔らかいということ、また川の方に直接つけてダンプを置くと二次災害の起こる危険性が非常に高いということで、今回、舗装ができているところ、危険性の少ない町有地の方に排雪をお願いしたところというのが経緯でございます。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。なかなか難しい問題があるというのが分かりました。

今後、こういった大雪、毎年とは言わないんですけども、恐らく何年かに1回はあると思いますので、対応の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮崎議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

今後の時間割を考えますと、ここで休憩いたします。

(午前 9時50分 休憩)

(午前10時05分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

総務課長。

○中川総務課長 すみません。先ほどの野瀬議員の質問で、答弁にちょっと誤りがありましたので訂正させていただきます。

12月の事故があったときに、啓発ができてないかということがありまして、防災無線の放送については、遺族の感情をとということでできていませんでした。啓発については、公用車で町内を回らせてもろうてますので、ちょっとその辺だけ訂正させてもろときます。どうもすみませんでした。

次に、10番、西澤議員の一般質問を許します。

10番、西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速一般質問を始めさせていただきます。

1番目の標題が財政危機宣言についてであります。全員協議会において、財政危機宣言の書面が提出されました。協議の後、町長は、これは案だというように訂正をされたように思いましたが、3月の議会が終了した後に財政危機宣言を発するというように言われました。これは、全体的に大変緊張のある町政運営になりますし、町民にとっては、そのことが知れ渡っていきますと、発されて町民の認識になりますと、いろんな変化が生まれてくる。今でさえも、甲良町の財政脆弱は噂をされ、そして町民同士で夕張になるのではないかというような会話が、やはり日常的にされています。そういう中で、人口減少が今でもどンドンと激減をしているという状況で、そこに拍車をかけるのではないかという懸念もあります。

そういう点では、何が原因だったのか。そして、町民の皆さんがおねだりをして、そして、払うべきものを払わなかったからこんなことになったのかということではないんだというように、何が原因だったのかというのが明らかになる、そういう宣言が必要ですし、場合によっては、もっともっと字に出かけて以前ありました住民との対話ですね、字懇などを積極的に展開していく必要を感じています。

そこで、制度の問題とも関連をしますので、お聞きいたします。

1つは、財政シミュレーションが示されました。財政健全化計画の中の5ペ

ージにグラフがあります。実質単年度収支の推移というので、平成27年をピークにして、28が0になり、そして、29、30、そして令和元年、2年とマイナス赤字が続いています。それで、制度的にはこの単年度収支つまり財政そのものを読み取る上で単年度収支だけで読み取ることはできないというように、私自身は思っていますが、その点では総合的に見てどういうようにするのかというのがあります。

それは、どういうことか言うと、単年度収支は赤字だけども、借入れ、それから後年度負担などを考えて実質公債費比率、将来比率、どういうように進んでいくのか。そして、借入金ですと、交付税算入という制度があって、そこで適用される場合がありますので、単純にマイナスにはならないというようになりますが、その点、どういうようにして考えておられるのか、制度も含めて報告お願いいたします。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員が言われたとおりだと思います。財政の分析につきましては、例えばですが、本年における積雪のことやら、新型コロナウイルス感染症の拡大等特殊事情の有無によって若干変わりますので、年度間の財政状況に差異が生じるのは事実であります。

そのため、過去複数年の歳入歳出からの全体の傾向を踏まえた上で、実質単年度収支等の財務指数を参考に分析を進めていくものとは考えております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで町長にお尋ねしますが、平成27年をピークにして下がり続けています。そういう総合的に見ていくということと同時に、漫然として財政運営を続けていく。つまり財源がないにもかかわらず、大きな事業を展開するという点では黄信号が灯り、赤信号に近づくということについては警戒をしていく町長の采配が要ると思いますが、町長の見解をお願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 行政運営、日常の積み重ねでございます。今、指標のことと、それから財政の構造的なことをおっしゃいました。ハード事業については、比較的分かりやすく補助金、起債。起債についても償還年数に合わせて何%の交付税算入がされて、元利保証がされるということで、ハードについては分かりやすいんですが、甲良のように財政脆弱、年間、いわゆる経常収支比率、実質公債費比率なり構造的に弾力度はないということは、日常の日々の予算運営をどううまくコントロール、財政展開するかということでもありますので、総務課長が申しあげましたように、単年度だけではなくて、特殊要件も含めて推移を見ながら財政運営をするというのが基本だというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 その点で一つ一つの指標を見る、それから、収入の面の確保を見逃してはならないと思いますね。④のところで触れていきますけども、そこでこういう宣言を招いた、せざるを得なくなってきた原因をどのように考えているのか。危機宣言の中に触れていますけども、改めてその後、考えたこと、見解など経過についてもご説明ください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 危機宣言ということで、とにかく危機を表に表させていただいての財政健全化という道筋でございますが、どの市町についても、当初予算が公表され、記者発表されている中では、財政調整基金というのを財源に充てるということを当初予算からされておりまして、一般財源を補うという財政調整という意味での使い方をされておりまして、いよいよ本町の場合は、令和4年度当初予算編成に当たりまして、昨年から申し上げます令和3年度の12月補正一般会計の12月補正、6号補正のときに、財政調整基金の繰入れを残高から比べて非常に枯渇状態になったということでございました。

従いまして、比率等々財政の弾力度等々を図りながら、今後の財政運営については、財政調整基金にゆとりを持たせた中で、年度が財政調整へという基本的な方向に向かう必要があるというふうに思った次第であります。

もとより、財政調整基金を取り崩した場合には、一定の年度末に執行不要等々、予算不要、今年度の8号補正でもそうであります。基金に戻すという、積立てに回すお金も生んでいくというのが年間の財政コントロールでございますが、それが今、甲良町では非常に苦しくなっているというところでございます。したがって、財政危機宣言をさせていただいて、財政の立て直しの1つつを点検していくということが重要だと思います。

今、予算編成、令和4年度で行ったのは断片的でありますので、振り返ってこういうことをしなければならぬという点については、予算編成とそれから職員の今後の徹底の中で、議員からも指摘されています予算見積もりが過大にはなっていないか。それから、コスト意識が薄れてはいないか。歳入に見合った予算編成になっているか。それから事業の評価、昨日もありましたが、見直しがされているのかどうかということなど、日常、財政運営の点で、あるいは予算編成の段階でそれぞれ改善に取り組むをさらに続けていきたいというふうに思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今話を聞いてますと、他人事のように聞こえるんですね。町長は、経歴からも言っても総務課、つまり町の幹部の中でも中枢を占める役職が長かったです。そして、町長になろうというように立候補されたときに、以前から私が議員にならせていただいてからでも、財政脆弱はずっと書面でも、予算の



段階、決算の段階でも聞いてまいりました。これをどういうようにして、原因と分析、そして、その改善策はどういうように当たるのかという点では、考えてこられたというように思うんです。信じたいんです。

そういうところから見て、実際に町政のかじ取り役、つまりどの運営にしていくかという点で、町長の決断は大変大きいんです。お仕事はそれぞれの幹部の皆さん、そして職員の皆さんが、その方針に従ってやられていく。その中で、こういう4年間の赤字を産んできたという点では、収入の面はどうだったのか。支出の面、施策の展開はどうだったのかというのを具体的に振り返る必要があるというように思います。

収入の面では、あとで言いますけども、本当に取れるもの、つまり、徴収すべきものを徴収してきたのかというのが問われるんですね。私、財政危機宣言を出された全協のときに資料を提出させていただきました。7年間の私の手持ちの資料ですけど、不納欠損、総合計で1億3,000万ですね。つまり手のひらに乗って、徴収できる、確かに生活保護を受けたり、それから倒産をされたり、万やむを得ない状況も生まれます。けども、不納欠損という処理をされたのが大変大きすぎる。これは、他の市町の財政担当した職員に聞いても、甲良町の不納欠損は何でこんなに多いのやというのが、ある大きな町の市の幹部の方に聞いたことがありますし、よく似た人口の、今は6町ですけど、その方の町職を経験した人にも何回も聞いたことがあります。

そういう点で、その対応の仕方がやはりどうだったのか。根本を改めていくことを抜きに財政危機宣言を脱する。つまり、危険なんです、皆さん、我慢してください、一人一人のコスト意識、職員はどうしようもないところがあるんですよ。かじ取りのところで、町長がどう仕切っていくのかというのが問われているんですけど、改めて、その原因の見つめ直しをしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 不納欠損のことをおっしゃっていただきました。決算での数値を年々減らしているという状況での取組も進めています。収入が、自主財源といわれる税収で3割、約30%、あとは依存財源という補助金であったり、あるいは交付税であったりという、さらには、起債という借入れを起こしながらという収入を充てておりますので、それに見合った支出の展開がどうだという根本をどうしているんだということではありますが、遅きに失したと言われるかもしれないんですが、先ほど、夕張という話も出ましたが、そういう町が壊れるようなことにならない対策についてを財政健全化計画を樹立しながら、しっかりやっていきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 阪東議員からも、非常に適切な指摘がありましたですね。事業展開をして数値で見ていく。参加人数がよかったという、参加者が良かったというだけでは物足りない。どのような展開をして、何人が増えたのか。そして、財政の面から見れば、どのように財政が運営されて人口が増え、税収が増えたのか。そして、支出の面では、無駄と思われる事業が中止ないしは縮小されていく。そういう方向で財政が健全に向かうという数値はもうごまかしようがない、1円でも動いてくる金額ですから、そういう点では、町長の役割は大変財政の運営では重たい役割でありますので、その点は、防災無線を通じようが、それから野瀬町政報告書を出すというように聞いておりますけども、その中で、しっかりとそのことを本音で語るというのをやってもらう必要があると思うんですけども、この危機と原因と責任は深く分析をすることが大事だと思いますが、改めてお聞きします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 昨日も阪東議員から提案的な質問をいただきました。ちょうど令和3年度、今年度から新たな総合計画でスタートしておりますし、それから、4年度は過疎適用に即した町をつくっていくということが背景にはありますが、行財政運営という点では、阪東議員の質問にありましたように、見える化、評価の表し方ということがありますので、もう既に総合計画では各項目ごとに、昨日も言わせてもらいました重要業績評価指標というのが、各施策項目ごとにありますので、この数字が今年度はいかほどになったか、上回っているのか、その目標に達せなかった場合には、何が原因しているのかという、そういうことをKPI指標というんですけど、そういう進行管理ができる体制を取っていききたいというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そのことと関連をして、町政運営の在り方ですね、予算の使い方。これが問われてくると思います。その点で心がけていくこと、つまり危機宣言をした上で、何を取捨選択、集中と選択とよく言いますが、ただ、ただ、大体そういう言葉を使われるときは、福祉や暮らしの問題、それから、中小零細の建設業のいろんな支援、農業支援、子育て支援などが縮小されていく方向が結構強いです。

ですから、その点のメッセージはどうする予定でしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 ちょっとメッセージは、今、言いました危機、原因、それから責任も含めて整理をした行政報告にしなければなりませんので、3月議会の議論の中で私の頭の整理も含めて、今後の行財政運営の在り方についてもまとめていきたいと思っております。

いずれにしても、行政セクションは各課、各分野、各事務分掌に渡って住民の暮らしを守る福祉の増進という町民のための行政を展開しておりますので、第一義的には、その行政目標が達せられるということ、さらには、財政が厳しいということで、辛抱していただく事業も昨日、言いました増え続けることは簡単になりますが、一旦、廃止をしたり見直しをしたりという、スクラップアンドビルドも行政改革の中で取組をしないと健全化につながらないというふうに思っておりますので、その辺は毎年、毎年、あるいは日常、日常、整理をしながら行財政運営をしていくということになっていくと思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで税収のところ、この新たな税収を産んでいくというのも一つの課題ですし、もう一つは、今ある財産をきちんと管理し徴収をしていくということが大変大事ですけども、この税収のところ、先ほど言いました不納欠損があまりにも簡単にされてきている。平成26年が2,600万、単年度では最高でした。野瀬町政の時代ではありませんけども、そういうような行政体質というか、そういう流れがずっと受け継いできています。ここで断ち切る必要があります。

それで、今、住民訴訟がされていますが、今日聞くのは、住民訴訟の中身を争点とし、聞いているわけではありません。一般論として町政の税の位置付けをどうしているのかという見解をただすものですし、具体例を挙げて聞かせていただきますが、公平・公正な税務行政ですね。これは、税務署が行う税務行政は確かに確定申告の最中ですし、確定申告のときに出てきた結論が、ごっつい金額を払わんならんな、いや、今回は還付がされて助かるなど。こういう非常に単純な発想ですよ。

そのときに、町政が公平に課税をしているのかというのは大変関心の強いところですが、町長はどういう位置付けをされていますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 収入財源、税ということは非常に甲良町の行政運営をなす根幹でありますので、町税等の収納率を進め、負担の公平、そして適正化に努めることについては、今後もその基本どおりに行っていきたいと思っております。

不納欠損、それから累積している徴収金等々については、毎年ルールで努力をしながら減らしていくという、私も職員に言ってますのは、数字で減らしていくことを見せていくということで、金額は大幅にはないんですけど、2,000万、3,000万という単位で年額を減らしている。その中に、議員がおっしゃるのは、不納欠損があるんじゃないかということですが、不納欠損については、一定期間過ぎたもので、どうしても徴収が不可能であるという

決裁のもとに、個別に点検をしながら、不納欠損につなげているものでありますので、それが、ルールどおりに行われていないというのであれば問題ですが、一定のルールでやらせてもらっているというふうに思っています。

さらには、累積している滞納のことと、それから県下で過去5年間の、現年の税の収納率、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税を調べてみました。一番、5年平均で国保税の平均値が95.8%、それから法人町民税でいきますと99.71%という5カ年平均でも税の収納を怠っているというものでなくて、日常ルールに基づいて行っているということでありまして、それから、滞納の部分については、督促調査、差押え等々で行っておりますし、それから、共同徴収ですよね。滋賀県、愛荘町、犬上3町で県税事務所、湖東分室で滞納徴収、共同徴収によって収納の向上に努めているということがございますので、冒頭申し上げました税収については、実質財源の根本でありますので、その基本で税務行政を行っていきたいと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 言うてることとやっていることが違うんですね。後で、私たちが提出をした文書を紹介いたしますけども、差し押さえすべきものをしてないんですよ。それから、1月21日付で要望書を提出しました。2月2日付で町長からの回答がありました。そこに工場誘致で税収が増えたのかどうか、人口も増えたのかどうか検証が必要だという要望項目を出しましたが、その回答で、企業誘致は税増収と地元雇用の2点を説明していきます。これからそうなんですよ。

検証の点では、もう一つは、雇用の点で2社が20名を雇用しているということなんですけども、ここに挙げているユニバーサル、日立物流西日本、それからセキノ興産、ビーム4社があるんですけど、20名の地元雇用だけなんですよね。その点でも、税収の点でもう既に企業誘致をした年から、どういう税収があったのか、税の伸びがあったのかという一覧表、シミュレーション、検証ですね、これを数値で示すことはできますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 議員から検証ということで、数値でということの具体的な作業がまだできておりません。いずれにしても、企業誘致、日立工業団地をはじめ、町内企業がございしますが、労働集約型といいますか、協定では町内雇用30%というのを目指しておりますが、雇用と就労の関係で、実態的には、町民が多く勤めているかということ、バランス的な問題等々、雇用と就労という問題がありますので、そう順調なことにはなっておりませんが、引き続いて、企業誘致については、雇用とそれから増収という面では重要だと考えています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 2月7日に住民訴訟で裁判所に提出した文書に町の主張が引用をされています。いろいろと理由を付けて差し押さえできません。差し押えをしても、対価がありません。つまり売却できない、そういう理由で差し押え自体もしない、督促もしない、そして不納欠損になっているケースの27つの例を挙げて、私たちは反論をしています。

裁判のやり取りをここでしようとするつもりではありません。先ほども言いましたように、一般的にこういう対応を町はするのかという点ですね。一例を言いますと、滞納になっている方、10万6,000円の滞納額なんです。それで、住宅ローンを組んでおられて払っておられるんですね。それから、住宅の6筆、これは分筆をいろいろされているので一概に分かりませんが、住宅の占有をされておられます。

そういう方にも、鑑定士を入れて費用がかかる、税収は下回るからできないと。だから、差し押えもしないで、5年間放置した上で、不納欠損になったようにしているんです。

これが、一般的に法に準じた徴収管理、つまり税の管理なのかという点ではどうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 訴訟の関係は訴訟として、私ども町行政においては、平成28年公金着服という大きな事件が起きてからは、その間、誤って二重徴収の問題であったりがありましたので精査をして、整理をして、そういうことのない税務行政に取組を改めておりますので、今、個別具体的な個人情報のものをおっしゃいましたが、改めて税務行政を正常化に向けた運営をしているということでございますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 個人情報と言われましたけども、そうじゃないんです。言うてるのは、差し押えをして、その後、私たちが主張しているのは、分納でも、つまり王手をかけて話し合いができるわけですよ。差し押えというのは、逃げることはできません。時効が中断されます。そういう手続を踏むべきだと、話し合っている最中に、請求もしないうちに時効が来る、こういうことで、ずるずると不納欠損が増える。これを防ぐべきだというのが、私たちの立場です。

裁判での争点ではありません。その点で、そういう行政をきちりとした税務管理、税金の管理をするのかどうか、すべきではないのか。もう一度どうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 冒頭から申し上げておりますように、きちりとした税務管理に移行し、差し押え等々、行政手続を含めて、長期滞納については湖東分室での徴収

対策というのも含めて、総合的に正常な税務行政を進める、今もそれをやっているということの理解をしているところでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 税務課が主として対応をするんですけども、町長がかじ取りとして、税収のしっかりとした確保、公平公正な確保という点では、かじ取りが絶対に必要です。そこで、公判の中でも引用をして述べているのがあります。金子宏さんの租税法の解釈をされているのがあります。そのところは、引用しますと「租税法は強制法であるから、課税要件が充足されている限り、租税行政庁に租税の減免の事由はなく、また租税を徴収しない理由もない。事由もない。法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならない。これを合法性の原則と呼ぶ。この原則は、租税、法律主義の手続法的側面であり、わが国においても戦前から一貫し、判例法をじょうしょうされてきたと。その根拠はこのように返さなければ租税法の執行に当たっては、不正が介在するおそれがあるのみでなく、納税者によって税取扱い間違いになり、税負担の公平が維持できなくなるということになると。したがって、法律の根拠に基づくことなしに、租税の減免や徴収猶予を行うことは許されない」。これを述べています。これは、どこにもあたる普遍的な行政庁、国も地方も県もあたる場所ですね。

この点、改めて税務を担当する課に徹底させる必要がある。税務課に配属される職員は町行政の財源を確保する大事な役割ですけども、その学習、研修、そういう認識をさせる場というのはどうなんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 税務職員は、税に対する法的なものを理解しマスターをする。これは担当課でありますし、どの担当課についても、担当業務を行う上では、法令をマスターするというのが業務の中心でございます。

今、普遍的なことというふうにおっしゃいましたので、まさしく税務行政については、そのお説のとおりだと思っておりますし、日常の税務行政についても法令に準拠して税と徴収を行い、一層効率的な事務執行、管理を心がけるといのは基本でありますので、今後も甲良町税務行政については、その基本どおりに行っていきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われました内容を税務課に配属される方、事前、事後にかかわらず、研修会つまりきちんとした時間を取って、少なくとも半日ないしは1日、2日、これは、私も認識がなかなか進まなかったもので、税金というのはなかなか難しいことです。5年間、その仕事を担当させてもらって、5年目でやっと分かったというぐらいの鈍いものです。

けども、各職員は、一般事務がこなせても税法の点では大変入り混んで難

しいわけですね。そういう難しい難題に直面をしたときに、原則に立ち戻って解決をする、仕事をするという役割はやはり研修を通じてしかできないというように思うんですが、そういう機会はありますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 税条例の改正、一部改正ですら非常に行政提案させていただく中で改正点は非常に難しい、解読しにくいということを、私も思っておるところでございます。

それから、税務課の仕事の中身は、今、担当課は全部そうですが、担当ごとに税の分野を受け持ちしているということでもありますので、まずは、何の税目を担当するかというその担当業務についてを深く知ることが第一でありますし、それから、税務課ですと、税全体の勉強ということになりますので、日常、仕事を通じて行っている部分と、それから近隣市町の研修会と、それから研修センターへの派遣という研修がありますので、税務課に限らず、さらにスキルアップするためには、町の年間研修計画の中で、担当課業務がスキルアップできるようにしていきたいというように思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われた積極的な面を活かしてもらって、4月から配属された方の一定の期間の研修をぜひ取っていただきたいと思いますがいかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 個別具体は、日常業務がございますので、担当課長と相談しながらやらせていただきます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは次に進みまして、不要不急の事業は中止をして、暮らし、生業、甲良町においては零細建設業者が多いです。ここの支援、福祉、医療、教育など町民に直結する支援策は削減しない、こういうしっかりとした筋をつくるべき、基本方針を確立すべきだと思っておりますがいかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 どの業務がどうだということ、見直しも含めて点検をしていきますが、行政として施策、事業が弱いところ、それから積極的に行われているところがあると思うんですが、基本的には各分野、各業務、各課の分掌事務で農業であったり、商工業、観光、教育、福祉、医療、健康、介護、環境、防災、道路、公共交通、上下水道などなど幅広く担当課に分かれて仕事をしております。

基本は総合計画を中心に、これを基本として各課業務、詳細にわたってのやりようを考えるとということになりますので、いずれにしても、財政危機宣言をした以上は、スクラップアンドビルドを行いながら、不要不急の事業があれば、是正をしていくということを行っていきたいと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 次の大題とも関連しますが、過疎法、これの適用とも関連をしてくるんですけれども、後で触れます新ごみ処理の施設の費用、これは膨大な金額ですね。さらなる財政悪化を招く恐れがあります。その点で、やはり財政危機宣言をされる中で、ここに突き進むという点で、どのように町長自身認識されているのか、お聞きします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃっていただきました広域行政、新ごみ処理場、それから当面は事前に近江鉄道線の上下分離、いわゆる軌道敷についてを公共第三者機関で負担するという、その負担比率も甲良町、率で表されておりますので、今後、6年以降、その負担に基いた負担ということになりますので、今、甲良町独自にやっている行政施策プラス広域行政で負担がプラスアルファしてくるとい、アルファどころか大変な金額になろうと思いますので、その行政負担ができる段取りも大変重要だと思いますので、中長期的な財政負担については、見通しを立てながらやっていきたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 いい町であれば、税金以外の寄付を集めて甲良町を潰さんところ、助けようという点ではふるさと納税制度もありますし、これは、他市間競争になってしまいますけれども、税制度から外れてもそういう、九州やったか沖縄やったかで、潰れかける財政が破綻状態になったところで、これは潰してはならないというので、町長か村長さんだったか、訴えて募金を集めたというようなニュースを聞いたことがあります、そういう郷土愛、それからこの町を潰してはならないとして、盛り立てていこうという、そこから出てくるエネルギーはやはり何にかえがたいものですよね。そういうのを生み出す上での町長の役割は大変大きいと思うんです。

それで、新年挨拶に、財政危機宣言と思われる、こういうように考えているんだというようなくだりはないですね。以前からあった、財政脆弱の中、運営を何々していきたくてかという点では、この時点で財政危機宣言を出そうという発想はありましたか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 まだ、原稿を書く時点では、12月頭でありますので、財政危機ということが全く触れておりませんし、触れるような認識は少しありませんでしたというのが正直なところですし、基本的には予算査定あるいは12月の年末の補正というところら辺から、緊急的に財政が立ち行かないという、ですから、緊急的な財政危機宣言というので、文案がまとまらないまま内部とそれから議会、監査委員さんには発信をさせていただいたというところがございます。



○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 この危機宣言は、どこに向けてするのか。そして、発することで、何の効果をしようとしているのか、その点はどういう考えでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 昨日もありましたように内外、小さくは役場職員、行政職員全体、それから議会にご認識をいただく。さらには、行政報告で町民全体に浸透させていただく。さらには、対外的に県内市町の自治会にも、甲良はそういう取組宣言をしたんだということを発して、昨日も一度言いました、行政協議会等と正常なお付き合いはできなくなりますというひとつの表しもしながら、行ってきたいと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 発することによって、大きな支出、無駄となる支出、それから急ぐ必要のない支出は制限するという、対外的にメッセージを送って、それを我慢してもらおうということもありますけども、逆に町民がこんな夢のない町だったら困るなど。今でさえも激減をしているといわれる状況ですけども、そこに拍車をかけるという悪循環のひとつになってしまうという側面もあると思うんですが、これはどうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、広報を用いて、一番下の欄に5つの目標を書いておりますが、それと住民自治という書き方もしておりますが、行政事務を行政だけでコントロールといいますか、住民の皆さんと一緒に町をつくっていくという視点が大事であります。したがって、予算がないから私の言っている5つの目標が達成できないというものではありませんので、職員のマンパワー、汗をかいて、住民とともに、住民に発信をしながら重点としている私の基本的な5つの目標からでも住民の力を借りながら、行政を運営してくという、そういう展開も大事だということを思っているところでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そういうことだからこそ、町民の皆さんの福祉や暮らし、生業、零細建設業者の暮らしを極力、精一杯支えていきますというメッセージが同時に必要だと思うんです。その点を含めてお願いしたいと思います。

次に進んで、過疎法の適用についてです。山間の辺りな位置でもなく、国道307が貫通して、幹線道路である8号線にも近いです。JR駅までも車で、私とこから7分で行けます。池寺や正楽寺でも20分以内だというように思いますが、そういう位置にありながら、やはり過疎化という点で、この新年の挨拶を見られた方は、甲良町は過疎になるんやなど、何でと、何人かにも聞かれました。

そういう点で、ダメージとそれから利点をどのように考えておるのか、ご説明ください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 答弁が長いということもご指摘をいただいておりますが、少し時間をいただきたいと思います。

甲良町については、国勢調査でも出させていただきます、25年前との比較で2,207人、25.7%の減少、21%以上が過疎適用ということで、4月1日に追加公示をされるということでございます。

先日、いみじくも安来市元職員さんから電話がかかってきまして、甲良はどうやということ、これは尼子氏の関係で交流のある町でしたので、元職員さんから向こうから連絡がありまして、いよいよ合併をした安来市、聞きましたら、人口3万6,000人、9,000人減って2万7,000人になったと。いわゆる25年前で25%減ったので、甲良と一緒に過疎認定になるんやということでもございました。

今、追加認定をされますと全国で885団体、いわゆる全市町村の1,718団体のうち51.5%、半分以上が過疎認定団体という全国的、あるいは日本全体が人口減少というそんなことでもございます。ただ、それでいいのか甲良はということになりますので、甲良は今、這い上がる瀬戸際にいると、そういう時期にいるというふうに思っているところでございます。

滋賀県では、ただ1町、全町が過疎になるということになります、高島市、長浜市が一部過疎であります、県の担当、市町振興課についても、過疎を脱却できるような施策を県と一緒にやりましょうということをおっしゃるので、いろんな過疎の施策を活かしながら、その対策を講じていきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 3番のところとも関連をするかと思いますが、ダメージと利点は語っていただけませんでしたけども、どうなんでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 原稿を記述したところをどこかに。

ダメージという点では、過疎認定ということ、よく言われるのはピンチをチャンスにという置換が必要だということですが、認定されたことがどうもマイナスイメージではなくて、利用できる施策を最大限に使って財政も、あるいはまちづくりも豊かになるような展開をするという、そういうきっかけが私が一番大事だというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 先に、3の方を今、触れられましたので、制度的に制限をされたり、

起債ですね、それから、補助金の枠組み、よく国交省などが出されるんですけども、ハード面しか使えないという補助が大変、国の制度が大きいです。福祉や医療の支援先については、ひもつきがあり枠組みがありという点で、大変難しいですけども、過疎法の適用を受けて、そういう制限、つまり法的なところを聞いています。そういう制限を受けたり、それから優遇策ですね。支援を強化するという上乘せ分、そういうのがあるんでしょうか。あれば、一覧で出してもらって、2とも関連をします。

1月号では、「過疎法が適用される」という1行の説明だけでしたので、こういうような適用となって、法的な国に対しての扱いがこうなるというやつを示した書面を議会にも住民にも欲しいと思いますが、2つ続けてよろしく願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 特に、過疎指定になって制限が加わったり、独自施策ができなくなるというしぼりはございません。それで、利点は何だということのご質問であります。過疎事業債、まだ具体は今後勉強といいますか、であります。ハード事業にもソフト事業にも起債が使えるという、ただただソフトといっても、全部が使えるかということ、そうではないと思いますが、そういう過疎事業債があります。併せて、今の2分の1国庫補助率があるとすると、その補助率のかさ上げがされるということ。具体は、これから市町村計画を法定計画にする必要がありますので、それは議会議決を得るということでありますので、その作業の中で、議員の皆さんと協議をしていきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 いずれにしろ、ここで財政危機宣言と過疎法の適用は表裏一体のように感じます。それは、野瀬町政のまた歴代の町政の運営のつけを負わされたのかなというように思うわけですけども、自然現象だけではない。国全体の地方をないがしろにする、軽視する、そういう流れの中で起きてきたことだと私は思っていますが、その基本姿勢で問われている。このところをどう盛り返すのかというのは、かじ取りをする町長の手腕だと思いますが、この点、どうでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 危機宣言の下の方に書かせていただいたのが、ちょっと決意表明みたいなことになりました。1回目の特別措置法適用が同和対策事業でありました。そのときも、財政が立ち行かなくなっていて健全化計画を立てました。

今回も特別措置法、2回目の適用でございますので、有利な起債であったり、今から同和事業をやり出して起債を借り過ぎて、財政の首が回らなくなったということでありましたが、今回は、もうこういう状態から人口減少を含めて、

甲良町過疎事業をやりながら、財政健全化に臨むという点では、スタートラインから気合を入れてやっていきたいというふうに思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、法適用に当たって、議会の全員協議会で説明会ないしは、研修をしてどのような対応になってくるのかという点で、認識を深める場をぜひもっていただきたいというのを要望でお願いしたいんですけど、ぜひ計画いただきたいんですけど、どうでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今までに、議会が入る前に、市町振興課長に言っていたのは、4月に入ってから計画では遅いので、3年度からどういうスケジュール感をもって、法定計画をつくるかということの段取りを総務省の過疎対策推進室と協議をさせていただきたいということで、コロナ禍でこれが延びておりますが、私と企画監理課長で、その進め方については整理をしながら、一つ一つ議会の皆さんとテーマごとに協議ができるようにしていきたいと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 総務民生常任委員会で持続可能なまちづくりの問題について議論してきましたけども、過疎法がいよいよ適用になるというようになりまして、委員会の6人ではなくて、議会の全員で、全協でぜひ実施していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に進みまして、新ごみ処理施設整備計画についてであります。

これは、私が一番に関心がありましたのが、施設だけで200億円、その後、いろいろと出てくるわけですね。造成費、それから用地買収、それから軟弱地盤ですので、そこの軟弱地盤対策費が要ります。そして、アクセス道路が大変狭いですので、新しく新道を建設すると、それは彦根市道だというんですけども、広域組合、つまり加入している1市4町に一部負担をお願いするということです。

そうしますと、財政の負担が幾らになるかというのがさっぱり分からない。先だって3日に事務局の方と面談をして聞きましたが、今の地点でも金額は分かりませんということなんですね。そこで財政危機宣言をしている町として、どういう対応が必要なのかという角度からも聞いていきたいと思いますが、現状で町長はどう考えておられるかお聞きします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 当初、愛荘町での建設予定地が彦根市の西清崎になったときに、1市4町のごみ処理整備基本計画が見直されております。そのときの試算が今、西澤議員が言うておられます、熱回収施設147億8,000万、リサイクル施設50億8,000万円の198億円余り、約200億ということでござい

ます。西澤議員も組合議員でございますので、その後、用地交渉で用地費がいかにほどか、それから造成費用、それからそのときには、ご指摘の軟弱地盤の改良工事にいかほどかかるのかということであったり、あるいは彦根市と事務局で詰められておりますが、取付道路の行政負担が1市4町でやるんやということになるのか、彦根市が市道やからやるのかという、そこも不透明でかなり管理者会議でもあまり情報が出てこないというのが実態でございますので、基本的には、人口割8割、均等割2割の新ごみ処理施設の負担割合ということだけが、当初に決まっただけで、詳細、ペーパーもんでは、概算計画であったり出ておりませんので、数字が分かり次第、お知らせもさせていただきたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 200億の施設整備費、施設だけでそれだけですね。そして、国の補助3分の1の適用をして、200億全部を対象とした計算でも10億5,000万から1億の範囲で、以前回答がありましたけども、甲良町の負担がかかってくる。その後、3日に面談をしましたが、市道についても一部負担していただきますというのが、事務局長の回答でした。そういう点でも費用が大変大きくなってきます。

そうしますと、財政の面から負担できませんというので、離脱もあり得るのかなというように考えますが、上勝町もそこから始まりました。九州の幾つかの町も連合でやり出したけども、財政の問題からいろんな方針の対立から離脱ができて、市町単位でごみ処理をしていくという方向で流れていますが、その方向もあり得るのかなと思っておりますが、それはどうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 甲良町でいうと、今の可燃ごみ処理施設のRDF、配送料が高くなっておりますので、それと耐用年数がありますので、まして、一部事務組合という構成団体の組合をつくっておりますので、そうそう簡単に離脱ということにはならなくて、今のまま進めていくというのが基本だと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで鍵になるのが、ごみの大幅な減量ですね。住民の方々は半減を目指してがんばろうというようにしていますが、具体的な準備はどういうように甲良は進んでいますか。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 正直なところ、今、具体的には進んでおりませんが、このごみ減量目標につきましては、本町1人、1日当たりのごみ排出量は、県全体の値を下回っております。そこからまた半減する設定というところが、なかなか難しい状況とは考えております。

現在、1市4町におきまして、一般廃棄物の処理基本計画を策定中であり、その中に、将来ごみ量、減量目標を設定しており内容については、新ごみ処理施設整備計画で設定した施設規模と乖離しないように、令和元年、実績値から令和13年度に15%の減量と設定しております。

この目標に向けての取組については、町民、事業者それぞれの果たす役割を理解してもらうための啓発活動は言うまでもなく必要です。必要とは考えておりますので、今後、具体的対策を1市4町で準備し、皆さんと一緒に実践していくよう進めていかなければならないと考えております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 事務局の説明によりますと、資料にも載っていますけども、将来のすう勢、稼働が予定されている7年後には1市4町で161トンになると。つまり増えるんです、現在から。そういうことから見て、減量の計画は各市町で本気で進めていく必要があるんですが、その点、今までのとおりでいくと伸びてしまうということなんですが、その歯止めをしていく方法ではどうなんですか。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今、議員がおっしゃいました現状のすう勢につきましては、令和13年度659グラムと設定されておりまして、そこから目標を582グラムというような設定にしていくということにつきましては、今、議員がおっしゃられますように、相当力を入れていかなければならないというような、ちょっと今の考えは、そのようなところでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、今の計画でいくと、大量のごみを連続運転していくということには変わらない。点検の費用を入れますので、365日ではないというのが見解だったんですけども、その基本は今変わってないんでしょうか。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 施設に関しまして、これからも様々な協議が必要であります。広域の行政で計画しております、施設規模は各市町のごみの減量目標を反映して設定していることから、それ相応のごみ量を処理するために必要な規模であり、連続運転で焼却することにつきましても、安定的に発電を行うためのものであると聞いております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、4番の施設規模が147トンの計画から144トンになった根拠を聞かせてください。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私の方では、施設整備基本計画での施設規模は、容器・包

装プラスチックを燃やす場合、147トン、分別する場合144トンと計画されていることは知っておりますが、このたび、1市4町及び有識者と外部委員で構成されるごみ分別方法統一化検討委員会において、容器・包装プラスチックを資源ごみとすることを統一案として、1市4町の首長会で方針が決まったことによるものと考えております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、5番目のところでの彦根市を除く4町では、リバーズでプラスチックのごみも固形化をしている、ここの改善といいますか、卒業が要るんですね。この点に計画では、どうなんでしょうか。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今現在、RDFといいます固形燃料化につきましては、プラントメーカーに買取りをしていただいております。新ごみ処理施設が稼働するまでの間はRDF化を継続していくこととなりますが、新施設供用開始に伴い、これまでと分別方法が変更されますので、そのときまでに十分な住民周知と協力が必要となってくると思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 稼働するまでの間、4町はRDF、この移行期間はどのように分別されるのでしょうか。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 このRDFと申しますのは、直ちに容器と包装プラスチックを分別しますと、その品質が変わるために取引先がなくなる恐れがありますので、十分組合の方でも考えながらの移行と考えております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 その点では、十分な検討が必要だと思っておりますので、よろしく願います。

続いて、住宅リフォーム補助制度の復活ですけれども、これは家計支援、それから事業者支援、とりわけ小零細の建設業者の支援とつながっていきまして、以前、あった制度では大変、数千万を超える需要ができて地元の経済を潤すという中身になりましたし、家計支援にもなりました。

その点では、ぜひ復活をしていただきたい。一石三鳥の効果が生まれくることとなりますけれども、この要望を出しました段階で、考えておりませんというわけですけれども、ぜひ検討をいただきたいんですがいかがでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課。

○村岸建設水道課長 議員がおっしゃるとおり、リフォーム制度につきましては、事業の仕事、地域経済雇用の活性化に非常に有効な手段というのはご理解しております。しかしながら、特定の個人を対象とした助成ということで、こ

の財政難の中、既存の事業の方の住宅の住まいの補助金制度の方も縮小等を予定している中で、新たに雇用活性化の事業については、現在難しい状況ということでご理解をいただきたい。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今大変タイムリーなところなんですね。ですから、やはり個人補償、個人施策というように受け取られますけども、地元の活性化、地元の底上げ、零細企業の有効な支援策になるという点では、セオリーで変わらないわけですよ。その点では、ぜひ財政難を理由にとということではなくて、それを工面しながら実施をしていくということも必要かと思いますが、町長の判断はいかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 住宅リフォームという導入するか、今の制度が移住定住に少し趣を変えた要項になっておりますので、その辺、担当課で見直し、廃止方向の見直しということで、今、進んでおります。

住宅リフォームについては、建築業者基準が主になりますので、町内業者、建築業者、土木業者の方が断然多いわけですので、その業種から含めて、継続は少し難しいというふうに考えています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 これはぜひとも実施をしていただきたいと思うんですね。今、言われたように、土木業、以前から住宅リフォームは甲良らしい住宅リフォーム制度にするべきだというように提案をさせていただいてきました。土木の業者を支援する上でも、外構工事ですね。これは、住宅の周りを整備するという点では、やはり住宅と変わらんぐらいの値打ちがある。そういう位置付けで、ぜひ前向きな検討を始めてほしいというように思います。

コロナ禍だからこそ、この甲良町の産業分布、産業構成から見ても、ふさわしい制度だというように思いますが、改めてぜひ検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 担当課原案をもとに検討させていただきますが、現在は廃止の方向を向いております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、最後の5番目。町職員に対する懲戒処分の在り方、全体の奉仕者を貫けるやりのやる甲良町役場をという表題で時間が来ていますので、幾つかに絞って聞いてみます。

1つ目の個人情報の開示を求めた事件、町が敗訴した原因を反省検証、これは文書が出ました。示された報告書は企画監理課長の検証結果ですけども、こ



れが町としての最終の検証結果になるのか。ここを聞いておきます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 一応、全て関係者の聞き取りをした上で、総括的に報告を求めましたので、一応、検証結果の報告だというふうに捉えております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 4番目のところで、停職処分のところですね。これは、控訴されました。自治法の違法性が断罪されたんです。しかも、それは法違反、つまり決まった法をまもらずに処分したという点で、大変重く、そして法律判断として実態があったのかどうかというところに踏み込んでやったわけではありません。ですから、これは弁護士が難しいと言っているとおり、針の穴を象が通るような判決を求めなければならないのかという点を考えます。そこは、どういうように判断されましたか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 前置きの形式要件のことでありますが、それで現在は、一審では取消処分になっておりますので、そうではない、処分に至った内容についてはつぶさに行政の中で適正なルールに基づいた処分を行っておりますので、その中身にいくように最大限努力をしていきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 法律的な判断を司法が下しているという点では、なかなか難しすぎます。そこで、7番目ですが、問題になっているのはやはり法律で身分保障がされた公務員が資料で出された人数でも20人を超える方が中途退職されていきます。その点では、町政の中、町行政としての在り方が問われていますし、丸山議員も言われましたけども、能力のある職員は次のステップ、別の能力を活かすというので、転職をされるという場合もあります。せっかく甲良町に奉職をしようというように決意された方、判断された方が途中で辞められるというのは、残念な話なんですけども、そこは、町長はどのように考えておられるのですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 中途退学者があるということは事実ですし、そのよしあし、多分、足りない点もあつての上での結果の数字だというふうに思っております。今後は、職場のありようも含めて、働きやすい職場に改善をすることですが、質問に出ています真相を明らかにという点については、中途退学者の退職願については、全て一身上の問題ということで、悩みであったり、真の原因であったり、本人が真相を明らかにするということは隠れておりますし、それをどう見とおすかという点についても、深く立ち入れてないというのが実態でございます。

したがいまして、相対的に町行政職員は職務に専念して、日常業務を一生懸命やるといふ職員が多くおりますので、今後は明るい職場づくりに徹するしかないというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、やはりコロナの中でも大変な中での運営です。町財政としても大変なところですので、そこを引き締めて、私たちもそのサポートができるように努力をしたいと思いまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○宮崎議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで5分間休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き開会します。

次に4番、山田裕康議員の一般質問を許します。

4番、山田裕康議員。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田裕康です。議長の許可を受けましたので、これから一般質問を行いたいと思います。

まず、2月の臨時議会までは議長ということで、皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。1年ぶりに一般質問を行いますので、今、大変緊張しておるんですけど、よろしく願います。

コロナ禍ということで時間短縮に努めたいと思いますので、行政もしっかりと答えていきたいのでよろしくお願いします。絶対に嘘は言わないでください。

それでは、一般質問に入りたいと思います。まず(1)弁護士委託についてですけど、この件ですが、①の弁護士委託はどのようなときに行うのか。2番目も誰の判断で行うのか。3番目のマニュアルがあるのかということで、関連しているので、一括で答えていただいてもよろしいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 この項目は、町長答弁というふうになっておるところでございますが、弁護士委託の項目については、基本的事項の答弁が主でありますので、担当課である総務課長と建設水道課長に答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 ただいまありました町長の命令によりまして、この項目は説明させていただきます。

まず1番目の弁護士委託はどのようなときに行うのかということですので、

基本的には、公平委員会に審査請求があったとき、控訴が提起されたとき。本町から控訴を提起するとき。その他、法律問題の解決をすべきとき、それ以外にも、事案ごとに弁護士委託すべきと判断したときに行いますと。

関連がありますので、2番目の弁護士委託は誰の判断ですかということで、職員では対応が困難な場合や弁護士に委託した方が、事案処理がスムーズにいくと判断できる場合などを鑑みて、総合的判断になります。実際は、町長の判断になるということです。

次、3番目の弁護士委託はどのようなときに行うのかというマニュアルみたいなものがあるのかということで、事案ごとに内部調整を図った上で弁護士委託をすべきと判断したときに委託しているので、特に決まったマニュアルはありません。

ちょっと4番目まで行かせてもらいます。弁護士に裁判以外のことで委託しているのは、何件なのか。それに対する委託料は幾らなのかということで、建設水道課で行っている貸金返還で滞納賃借料請求、建物明渡請求以外で、本年度は、昨年度から継続している委託している案件を含めておよそ4件で、40万8,000円であります。

以上です。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、行うのかということが出たんですけど、弁護士というのは法律のことに対してやるというふうに、私の質問を弁護士事務所に送ったときの回答がほうでした。

それに対して、今、町長がやるということなんですけど、これはやっぱり起案書というのは回ってこないんですか、町長。弁護士に委託してもいいですかという起案書なりは、それは回っているんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 案件ごとに協議をして、弁護士に案件委任をしておりますので、その起案は回ってきて決済をしております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 起案書だけでは、やっぱりあれなので、ヒアリングとかもやっているということでもよろしいなと思うんですけど、その場合、すぐに頼んでいる案件とかもあると思うんですけどね、ちょっと、私が聞いているような話では。そういうようなときにでも、起案書なしでもやっているということは、後から起案が回るということなんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 常は、顧問弁護士でありますので、年間額の中で相談業務を行っておりますが、今、総務課長が申しあげました公平委員会から請求があったとき

とか、訴訟が提起されたときとか、その事案、事案で案件が出た場合には、個別ごとに、案件ごとに委託ということになっておるところでございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、町民との町長の話合いを避けているみたいに弁護士に頼んでいるとか。やっぱり町民と向き合って話すのがいやなかのかというような感じのことを弁護士に委ねている。それで無駄な税金を使っているというのが見受けられるんですが、町長は、これはどう考えていますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 内容次第ですが、基本的に町行政の課題については、行政側、各課に分かれている業務がありますので、課題ごとに当事者と調整・解決することになります。問題が、中身がややこしくなったり、解決が難しいときには、法的根拠を含めて、弁護士に相談しながら、委任をしながらやっているというのが状況でございますので、原理原則は町が解決に当たり、問題解決処理をすると、なおかつ難題については、法的根拠を含めて、顧問弁護士に委任をしているという状況でございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 基本は基本ですけど、基本を破って頼んでいる状態があるということでお聞きしたいんですけどね。

次に、④番で答えていただいたんですけど、そのときに、ちょっと問題で僕が思っているのが、この前から、個人情報の開示請求において、なぜ裁判をする前からこの弁護士委託をしたのかというのをちょっとお聞きいたします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、言いました基本が行政で事案解決するというのが基本ですが、トラブルってきたとか、行政事務が進まないとか何らかの背景で、法的な手立て、あるいはスムーズに解決することを目指して、弁護士さんに委任している場合がありますので、まずその点をご理解いただきたいと思います。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 いや、理解をしていただきたいというのはあるんですけどね。個人情報の開示のときに、令和元年4月2日、向こうさんから電話があって、開示請求の説明を求めたということです。そしたら、役場の方から、翌日の16時30分に役場総務課に来てほしいということをおっしゃられたと。その後に、いろいろとこの方が相談をして、いろいろとあったと思うんですけどね。その後に、また電話があって、その後、今後、こちらからは説明しません。顧問弁護士に依頼しましたというような一方的に電話を切ったということなんですけどね。これは何で次の日に役場に来てほしいときちっと説明したら、裁判にもな

らなかったのを、私は、この前から言わせてもらっているんですけど、何で、次の日の16時30分に来いとまで言ってきながら、一方的に弁護士に依頼しましたっておかしいですやん、これ。説明して、何にも来て、何かもめたとか、トラブルがあったというのだったら分かるけど、来てないのに、弁護士に依頼している。町長、トラブルがあったんですか、これは。来てへんのに。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 抽出をして、個別事案の年月日と言っていたいておりますので、何らかの背景があって、お願いをしておるところでありますので、この事案、このときに、こうやったのはいかなもんかなという個別事案については、また個別協議の場で移していただければありがたいというふうに思います。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと答えになってへんのですけどね。やっぱり、これは町民との話し合いをきちっとやっていけば、裁判費用もなしに、弁護士費用も使わんで済むのに、こういうことをやっていて、すぐに町民と話すのはいやだからと言って、弁護士に頼んでいる。やっぱりこれは、私らとして認めるわけにはいきません。こんなことばかりやっていたら。

このときに、きちっと説明していたら、裁判にまでいかないということを付けくわえておきます。はっきりと言っておきます。弁護士に委託したんはええけど、その弁護士に対しても、この1年間放置した説明を求めているのに、弁護士は答えられますか。向こうの弁護士から、この顧問弁護士に送られた文書で、いろんなことが書かれています。それもありますけどね。その中で、書かれているのは、もうこちらから何も話すことはありませんとしか返してへんねん。向こうには。そしたら、誰でも怒って裁判するわ。それでは、ちょっと、町民に対して、もうちょっと親身になって行政が話していれば、無駄なお金を使わんでも済んだということだけは町長、きっちり収めておいてください。

それで、土地の方の方に対しても、あなたが公文書を出して逃げるために、弁護士に頼んだんですけど、一体、この土地に対して弁護士に何をしてもらおうと思って頼んでるんですか。弁護士で解決できますの、こんなことを。行政があれば、弁護士だけで。これに対しても、ここに書かれていますね。13万8,000円も使おうてる。行政とこの方と話していれば、何の金を使わんでもええですやん。13万8,000円も。おかしいですやろう、これ。

こんなことも無駄なことをして、この前も皆さんから、議員の方からも言われましたわ。88歳のあれも四十何万、こんなことをしているさかいに金がないんですやんか。きちっと町民と向き合ってさえいけば、町長、どう考えているんですか。やっぱりこういうところが無駄なことじゃないんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 別途、山田裕康議員からも個別に案件処理の仕方についてのご提案もいただいておりますので、過去のやり方がそれで正しかったかという点についても、反省しながら今後、行政そして町長として責任を持った対応をしてまいりたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 町長、今の言葉は本当ですね。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 はい。そのとおりです。また、どなたの議員に相談するかもしれませんが、解決に全力で当たりたいと思いますので、議員のご支援もよろしくをお願いします。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、⑤でいきます。住宅新築資金の裁判において、私は町民から沢山の苦情があったと思うんですが、どのような内容なのかお聞きします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在、町の方に弁護士委任をしている関係上、町に対して住民の方からの苦情というのは聞いておりません。主債務者連帯保証人、その他の方についても、町の方には来ていません。弁護士さんの方にご相談等があるということで、こちら方では苦情は受けておりません。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私どもに、何とかしてくれということはあるんですが、これは、裁判をするのが嫌とかそういうのではなしに、町民からここの顧問弁護士は裁判を引き延ばしすると。町の弁護士は引き延ばして金儲けをしているんだ。もうこちらは和解したいので早くしてくれと言っているのに、全然しないという苦情があって、もうしまいには裁判長が怒っていると。もういい加減にしてくれと言って、向こうの町の弁護士にも言うてると、そういう苦情があります。

私の知り合いの人も、言われていたのが、11月に和解案が出ると言っていたのに、まだいまだにしてない。引き延ばしているということで、ちょっとそういうのを聞いているんですけど、そういうようなことはやっぱり行政には言わないと思うんですけども、やっぱり弁護士の向こうの関係であれなんだろうと思うんですけどね。そういうふうにもう何か引き延ばし、引き延ばしで、どうするやと言うて、一向に話も進まへんし、時間だけが済むだけやとか言うて、苦情がきていることだけは、これに対しては聞いてへんと答弁できないと思うので、それに対してはいいです。

次に⑥は、この内訳はもらっていると思うんですけど、ちょっとまた、この件についてお答え願います。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 令和3年度の住宅新築資金に係る弁護士の報酬見込ということで、総額652万9,611円になります。ただし、着手金というものと、成功報酬という実費精算分に分かれてお支払いをするという形になっております。

過去から、委任の方をさせていただいておりますので、ちょっと資料の方をお配りさせていただいたんですけども、全部で35件を委任しております。そういった中で、弁護士の支出済額ということで見込まれる金額の方を、この35件につきましては、1,645万4,625円が現在のところ見込まれてると。これに成功報酬等が今後、発生してまいりますけれども、そのものに対しまして、県の補助金が、1,234万1,000円がここで補助金として入ってくるというような形のものでございます。

そこで、もう既に6件を回収しておりますので、1,219万405円が弁護士さんの方からこちらの方に入金をされておりますので、実際的に、35件中6件が、入金があったものということで、弁護士費用だけを考えますと、既にもう約800万近くの金額がプラスになっているという、現在、状況でございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この住宅もいずれも、町の請求どおりにならなかったので、延滞金は敗訴しているわけですけど。次に、⑦の方で裁判に敗訴してまで、弁護士報酬を払われるのかというのをちょっとお聞きしたいです。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 ⑦番の回答です。裁判着手時に着手金はお払います。また、経済的利益を得た場合に報酬を支払いますが、敗訴したときには報酬を支払わないようになっております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。やっぱり負けているのに払っているというのと、町の損失になりますので、それはそれでいいんですけどね。

次に、⑧ですね。昨年末に元職員の裁判で敗訴したことに対して、控訴したら委託料というので31万9,500円というのが、この資料でもらっているんですけど、これで、聞きたいのは難しいと言っているのにしたということで、弁護士は勝てると言ってやったんですか。そこをちょっとお聞きします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 これは、私の判断でありまして、懲戒処分が根底的に覆されるという処分そのものが、そういう覆されるということに対しては、そうではないであろうと私の判断でありますので、控訴をさせていただいたということでございます。

- 宮崎議長 山田議員。
- 山田裕康議員 そしたら、町長、判断で言うて、弁護士も難しいと言っているのに、して31万幾らを使ったわけなんですけど、これはもう聞いている話やったら来週にありますわね。この判決を覆すほどの書面というの提出したんですか。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 はい。いずれその時期になるか、の予定であります、私は全くそのまま負けるわけにいきませんし、望みをかけて裁判に臨んでおりますので、負ける覚悟で裁判に臨むということは、今自身はしておりませんので、よろしくご理解いただきたいと思えます。
- 宮崎議長 山田議員。
- 山田裕康議員 来週3月15日に1回目が行われるということなんですけどね。聞くところによると、もうすぐに判決が出るみたいなことを聞いています。それで、町長がこの控訴で負けたら責任を取ると言っているんですけど、責任を取るということで間違いはないですね。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 はい。そう申し上げておりますので、そのとおりでございます。
- 宮崎議長 山田議員。
- 山田裕康議員 いろんな方に、新聞社の方に聞いたんですけど、大体首長が責任を取るということは、辞職するということじゃべるのが多いと言っているんですけど、それは、この意見は控えますか。それとも、言えますか。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 はい。議員の皆様のお見込みのとおりになるかもしれないという判断でございます。
- 宮崎議長 山田議員。
- 山田裕康議員 ちょっと最後のところが、辞職するかせんかだけは言うてください。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 山田議員をはじめ、議員の皆様のお見込みのとおりでございます。
- 宮崎議長 山田議員。
- 山田裕康議員 はい、分かりました。思っているとおりでということで、辞職するというので僕は思っております。

次に、懲戒免職の裁判も始まるんですけど、やはりこの件もここに支払負担行為書とか委託業務検査調書とかも、ちょっと私が手に入れた資料があるんですけど、やはりここに町長野瀬と判こを押しているの、この方だけじゃなしに、町長の、重大な、100万円以上の出費だから、野瀬町長が判こを押さな



んだら支払われてないと聞いているんですけど、やっぱり、町長これに対しても責任というのは、どう感じてますか。

懲戒免職のことです。120何万、業者に支払ってますわね。これに対しての起案書とかこういうのは、野瀬町長として「野瀬」という判こを押している以上は、町長も責任があると思うんですけど、責任は感じてますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 決裁をしている以上、私の決裁だと思いますが、もう一度確認を、ちょっと今、頭の中が真っ白になりましたので。

○山田裕康議員 確認じゃなしに、持っているんです。押しています、あなたが判こを。

○野瀬町長 それは、うちから渡したものでですか。

○山田裕康議員 はい、そうです。

○野瀬町長 裁判の中で。

○山田裕康議員 情報公開です。

○野瀬町長 そうですか。失礼しました。そのとおりでございます。

○山田裕康議員 どこへ出しても大丈夫なんですね。

○野瀬町長 はい。

○山田裕康議員 次、(2)に行きたいと思います。町長、これだけはしっかりと判こを押した以上は、責任があるということだけは覚えておいてください。時間も12時近くになってきたので。

次、(2)の人事異動についてに行きますので。降格人事はどのような基準で行われるのか。また2番、降格異動に対しては、どのような評価になっているのか。3番、降格異動は誰の判断で行うのか、いう形で総務課長になるのかな、ここも。お願いします。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 1番目と2番目は総務課長が答えます。

降格人事はどのような基準で行われるのかということで、降任だけに限らず、地方公務員法の第15条の任用の根本基準がありまして、そこには、職員の任用はこの法律の定めるところにより、受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づいて行われなければならないとあります。

それと、関連しますので一緒に説明します。降格人事についても、地方自治法27条第28条により行いますということで、手続等は甲良町の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例などがあります。具体的に、もう少し説明をさせてもらおうと、分限処分と懲戒処分の趣旨なり比較、若干しゃべらせてもらいます。分限処分についての趣旨は、公務能率維持のための当該職員を職、あるいは職務から排除するのを分限処分。懲戒処分については、公務の内部秩

序を維持するため、非違行為を行った職員に対して行われる制裁を懲戒処分といいます。

今、話に出ている降格人事というのは、降任のことやと思います。降任の方は、分限処分の方に該当しまして、分限処分は免職、降任、休職、降給です。懲戒処分は免職、停職、減給、戒告です。今、言われている降格は降任の方です。その場合の免職と降任の目安というか、基準がありまして、4つほどあります。そこだけ紹介させていただきます。

1つは、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合。2番目、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えがたい場合。3番目は1、2のほかに、その職に必要な適格性を欠く場合。4つ目に、職制若しくは定数の改廃、または予算の減少により、廃職または過員を生じた場合に、免職なり降任をさせるという基準があります。

以上であります。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 あと2つの質問は、私でございます。

今、分限と懲戒の説明は総務課長がしました。それで、多分、降格と書いている表現は、今、総務課長が説明しました分限処分の降任ということに当たるんじゃないかというふうに思っております。降任についての異動については、地方公務員法第27条、そして、28条の規定がありますし、それから、甲良町職員の分限処分の基準に関する指針というものがございまして、第14条は、本人が申出の希望降任という制度が、それ以外で地方公務員法以外にあるという内部の基準がございまして、いずれにしても、任命権者、特に一般行政を預かっている私は、任命権者の判断によるものでございます。

それから、人事異動の最後のご質問でございます。ちょっと整理をしてお答えしますと、今、3月この時期でありますので、4月から新年度になりますので、異動については、新年度に向けた定期人事異動というのを考えておりますし、それから、降任については、今言いました分限処分でありますので、これとセットで動かすのかということは、今のところ考えているところではございません。

○宮崎議長 山田議員。

○山田裕康議員 今、言われたんですけどね。この場合、降任というか、なつたんですけど、その人事異動前に、2月10日議員控室に職員を呼び出して、何のために呼び出したんですか、町長。これは答えられんと思いますけど、これは、答えなくてもいいです。議員控室に職員を呼び出したのと、2月15日の課長会で2月22日の降格願提出しろというようなことを伝えております。やっぱり、私が思うんですけども、呼び出された職員等はもう士気が下が

りますよね。降格願いを出せと言われると。仕事をする気にならないですね。給料が下がるんですね。やっぱりこれは、私はよくないことやと思いますので、町長、これだけは言うておきます。答えはよろしいです。今、言うてすぐには答えられませんということですので、これはまたのちのち話はさせてもらいます。

今年の4月1日には、こんなことであるんでしょうか。今、言われた総務課長が言われたこととかに対して、降任というのか、そういうようなこともまた行われるのですかというのだけちょっとお聞きします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、申し上げましたように、降任についての人事異動というのは、今のところは考えておりません。

○宮崎議長 山田議員。

○山田裕康議員 町長、このようなことでは職員はやっぱりのびのびと仕事ができるのかと、私は疑問に思っています。私のところに、一応、投書があったんですね。誰が書いたのか全然分かりません。職員の率直な意見やと思うんですけど、抜粋してちょっと言うと、やはり職員の間で、財政状況が厳しいもんやと言われてますね。さらに、向こう2年間は経営者町長が変わりませんから、状況が改善される見込みはありませんとまで書かれていますね。ここに、やっぱりこの前から議員の中で言われている、夕張市のことも書かれていますね。やはり夕張市がもし、この令和4年度の予算において、9.8%削減を指示されましたが、もし不十分な削減案だと、人件費の減額が議論されて当然でしょうと。皆さんは、夕張市のように給料40%減額されても仕事を続けますかと。恐らく多くの職員は退職するでしょうとか。ほんまにこれ、若い子の意見やと思いますね、これは。途中で書かれているのは、59歳の職員やったら1年で済むが、40歳なら20年間減額が続くということも書かれています。やっぱりこういうことになってきたら、職員の士気が下がると。当然、やっぱり住民サービスも事務効率も低下し、ミスが増えるということも書かれていますので、やっぱりこういうようなことをしっかりと町長、職員も危ぶたっている。今度もまた予算決算委員会があるんですけど、そこでしっかりと、今度の予算編成についてのことをやらなければ職員が今度危ぶたっているということで、町長、考えてほしいと思います。

やっぱり、こんな意見もあるということをしかりと受け止めていただかなければ、無駄なことの出費をせずに、事業をしていかなければ、職員が辞めていったりするのが現実になれば、役場の機能が果たせなくなるということ、私は言うておきまして、このことを伝えて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○宮崎議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません。度々申し訳ございません。

昨日、議案第28号で甲良町水道事業会計予算について、上程の方をさせていただきました。予算書の一部にミスプリがございまして、大変申し訳ございません。ミスプリにつきましては、第8条の3ページになります。すみません。

第8条の利益剰余金の処分につきましては、9条でございまして。利益剰余金の処分につきましては、記載の方が3,020万円と書いてあるものを処分すると記載してあるんですけども、実際には、(1)の減債積立金の3,200万と同額でございまして、度々ご迷惑をおかけして申し訳ないですけども、修正の方を、今度の委員会の方でさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

今後、このようなことがないように十分注意いたしますので、大変申し訳ございません。3ページでございまして。3ページの9条です。すみませんでした。

○宮崎議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 0時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 阪 東 佐 智 男

署 名 議 員 丸 山 恵 二